

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日地 (署名日地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ニジェール	ニジェール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の開発当局で合意する生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.4.23 ニアメド (同日)	倉光秀彰在ニジェール大使側 カラ・ア・アンクラオ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大使	2019.5.16 11号
ニジェール	灌漑稲作振興のための農業水利整備公社機能強化計画の贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	灌漑稲作振興のための農業水利整備公社機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,194,000千円 2023.5.31まで	2019.10.4 ニアメド (同日)	日本側 倉光秀彰在ニジェール大使側 ニアミン・アロ・アフリカ統合・在外ニジェール人看事務次官	2019.11.1 190号
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	食糧援助規程に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	2019.10.4 ニアメド (同日)	日本側 倉光秀彰在ニジェール大使側 ニアミン・アロ・アフリカ統合・在外ニジェール人看事務次官	2019.11.1 191号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。